

新地町告示第14号

令和3年第2回新地町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年4月14日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和3年4月19日

2 場 所 新地町議会議事堂

3 附議事件

- 第 1 専決処分の承認を求めることについて  
(新地町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 2 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度新地町一般会計補正予算(第1号))
- 第 3 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))
- 第 4 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号))
- 第 5 町道道孝前狼沢線歩道設置(その2)工事請負変更契約について
- 第 6 損害賠償の額の決定について
- 第 7 令和3年度新地町一般会計補正予算(第2号)について
- 第 8 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藤	田	修	議員	2番	寺	島	博	文	議員	
3番	齋	藤	充	明	議員	4番	水	戸	洋	一	議員
5番	八	卷	秀	行	議員	6番	吉	田	博	議員	
7番	寺	島	浩	文	議員	8番	目	黒	静	雄	議員
9番	菊	地	正	文	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	三	宅	信	幸	議員	12番	遠	藤	満	議員	

不応招議員（なし）

## 令和3年第2回新地町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年4月19日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案の報告上程
- 第 4 提案者の説明
- 第 5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて  
(新地町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度新地町一般会計補正予算(第1号))
- 第 7 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号))
- 第 8 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号))
- 第 9 議案第35号 町道道孝前狼沢線歩道設置(その2)工事請負変更契約について
- 第10 議案第36号 損害賠償の額の決定について
- 第11 議案第37号 令和3年度新地町一般会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第38号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について

出席議員（12名）

1番	藤田	修	議員	2番	寺島	博文	議員
3番	齋藤	充明	議員	4番	水戸	洋一	議員
5番	八巻	秀行	議員	6番	吉田	博	議員
7番	寺島	浩文	議員	8番	目黒	静雄	議員
9番	菊地	正文	議員	10番	井上	和文	議員
11番	三宅	信幸	議員	12番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理	泉田	晴平
企画振興課長兼 企業立地推進	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	菅野	正浩
農林水産課長兼 農業委員会事務局長	岡田	健一
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	目黒	佳子

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	菅野	智佳
書記	岡田	義仁

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

- 遠藤 満議長 ただいまから令和3年第2回新地町議会臨時会を開会いたします。  
会議に先立ちまして、本年4月1日付で課長職の人事異動がありました。  
総務課長に報告を求めます。  
泉田晴平総務課長。
- 泉田晴平総務課長兼会計管理者 4月1日付で人事異動を行いました。そのうち課長職の異動もありますので、異動した課長についてご紹介をしたいと思います。  
企画振興課長兼企業立地推進室長、小野和彦。
- 小野和彦企画振興課長兼企業立地推進室長 小野です。よろしくお願いいたします。
- 泉田晴平総務課長兼会計管理者 税務課長、佐藤茂文。
- 佐藤茂文税務課長 税務課長を拝命しました佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 泉田晴平総務課長兼会計管理者 健康福祉課長、菅野正浩。
- 菅野正浩健康福祉課長 健康福祉課長の菅野です。よろしくお願いいたします。
- 泉田晴平総務課長兼会計管理者 農林水産課長、併任で農業委員会事務局長、岡田健一。
- 岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 農林水産課長の岡田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 泉田晴平総務課長兼会計管理者 教育総務課長、目黒佳子。
- 目黒佳子教育総務課長 教育総務課長を拝命いたしました目黒です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 泉田晴平総務課長兼会計管理者 以上、5件の異動であります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 遠藤 満議長 ありがとうございます。
- 

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は12名であります。
- 

◎議事日程の報告

- 遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

8番 目 黒 静 雄 議員及び

9番 菊 地 正 文 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

---

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第3、議案の報告上程については、町長から提出された議案第31号から議案第38号までの8件を上程します。

---

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第4、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日ここに令和3年第2回新地町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会には、別添附議事件でお示しいたしましたとおり、専決処分の承認を求めることについてなど、8件の議案について上程しております。

初めに、議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、新地町税条例等の一部を改正する条例を施行するに当たり、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年2月13日発生の福島県沖地震災害に関する復旧事業、被災者への支援事業、及び新型コロナワクチン接種事業等として、歳入歳出それぞれ7億7,300万円を追加し、歳入歳出それぞれ66億2,600万円とする、令和3年度新地町一般会計補正予算（第1号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかった

ことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年2月13日発生の福島県沖地震災害に関する復旧事業として、歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,650万円とする令和3年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年2月13日発生の福島県沖地震災害に関する復旧事業として、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出それぞれ6,250万円とする、令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第35号 町道道孝前狼沢線歩道設置(その2)工事請負変更契約につきましては、舗装構成の変更、及び精査により設計変更を行い、工事請負金166万6,500円を減額するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号 損害賠償の額の決定につきましては、新地町複合商業施設内の暖房用温水漏れに係る損害賠償額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号 令和3年度新地町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ、4億800万円を追加し、歳入歳出それぞれ、70億3,400万円とするものです。

歳入補正の主なものは、国庫支出金で、災害復旧事業費国庫補助金9,250万円、繰入金で、財政調整基金繰入金489万円、諸収入で、雑入2,091万円、町債で、災害復旧事業債2億8,970万円をそれぞれ増額しております。

歳出補正の主なものは、総務費で、複合商業施設の賠償金2,091万円、商工費で、複合商業施設の修繕費として350万円、令和3年2月の福島県沖地震に係る災害復旧費として3億8,359万円をそれぞれ増額しております。

次に、議案第38号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出補正において予備費を2,000万円減額し、同額を整備事業費の負担金に増額する組替え予算となっております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時09分 休憩

---

午前11時35分 再開

○遠藤 満議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第31号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（新地町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度新地町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 この一般会計補正予算の土木費でありますけれども、この中の需用費の修繕費です。この修繕費について、それぞれ被災した、準半壊ですか、以上の方々に補助するというような予算であります。決して私はこれに対して反対する意思はありませんけれども、その中に被災者からの申請なのでありますけれども、申請書の中で、被災者には5月14日まで、そして5月末日までに完



成させなさいよというような文章が入っていたというようなことを聞いておりますけれども、相当なこの件数から見れば、5月末までにそういった被災者が完了するような、そういったことは、私はこれはちょっと記述的に無理ではないかというような思いがあります。これらについてどのようにお考えなのか。

そして、先ほどの総務課長の役場の庁舎も6月の議会までに間に合うかどうかというようなお話もされていますので、やはり5月末までの工事完成というのは私は無理ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問でございますけれども、議員おっしゃったとおり、ご通知も5月中というような形で通知を差し上げているところでございます。我々もなかなか難しい日程ではないのかなとは思っているところでありますけれども、現段階では国の制度上のことでございまして、県ともこの辺の日程については協議させていただいているところでございますけれども、現段階でも今このような状況になっているところでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 国との今調整中というようなお話でありますけれども、できる限り、やはり私は物理的に無理だと思うので、その辺を町で頑張って交渉していただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほか質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第32号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度新地町一般会計補正予算（第1号））は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度新地町

令和3年4月臨時会

公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第33号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第34号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第35号 町道道孝前狼沢線歩道設置（その2）工事請負変更契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第35号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 町道道孝前狼沢線歩道設置（その2）工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第36号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 全協でもありましたが、まず最初にこの示談書案があります。我々議会にいろいろ契約なんか出るときは大体判こを押して出るのだけれども、相手がひとつ納得しているのかどうなのかというのが1つです。

あともう一つは、前段もちょっとありましたけれども、1年前に2回商工会で水漏れ事故、お湯漏れ事故があったと。これについての、こういった保険を使うか使わないかはともかく、賠償等々はやられたのかどうなのか。やられていないのだろうと思うのですが、この辺についても町が補助金出しているからみたいな考え方を持っているのかどうなのか、その辺も精査をしながら、やっぱり誠意を持って対応した課題なのかなと思います。

3つ目は、全協でも出ましたけれども、やっぱりこういったことを起こさないためにどうするか。責任の所在がどう。先ほど町長が町に責任があるという話がありました。結果として、東京から来て、町の駆販わいやろうという業者が、話によると、もう新地はいいということで、もう一度再開したのでやるのかなと思ったら、丸森に移るということになって、町としても今度の問題は大きく反省材料としてやっぱり考えていかななくてはならぬと思うのです。前に本会議で見落としがあったやに、課長などの答弁もありましたけれども、今、災害とかいろんな忙しいときに、技術者集団と

というのがやっぱり町として足りないので、前の電源三法、荒町長の時代でしたか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、県の建築技術センターなんかに設計委託をして、専門家集団できちっと見てもらおうという時代があったような気がします。やっぱり技術者が少なければ、そういったこともしっかりとしたことをやれば、交流センターについても今回の問題についてもこういった事態が起き得なかったのではないかと思います。今後の方向性についても、やっぱり考え方をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長兼企業立地推進室長 それでは、3点いただきました。

1点目であります。まず、示談書の内容について、相手方の納得しているかどうかという部分でありますけれども、事前に交渉を繰り返しておりまして、この内容で相手方には納得をいただいているところであります。

2点目の、過去、商工会の部分についてどんな賠償をしたのかという部分であります。その部分については誠意を持って対応はしたつもりでありますけれども、賠償自体は実施はしておりません。

3点目の、今後の責任の所在というか、対応という部分であるかと思っておりますけれども、先ほども全協の中でお話ししましたけれども、原因が凍結であるということでありまして、今後そういったことが起きないように、今設計業者と対応を協議しておりまして、整い次第、対策を実施していくような段取りで今進めているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 商工会についても保険が適用、1年前ですから、遡って下りるかどうか分かりませんが、その辺も真摯に対応、会議室ということもあったので、それで一部業務とか会議とかでき得なかったのだらうと思っておりますから、慰謝料みたいな形で保険が出るのかどうなのかも含めて、保険会社なり商工会ともお話し合いをされたほうがいいのではないかと思います。町が大家として貸しているという責任もありますから、その辺についてお聞かせください。

2つ目は、凍結だ、それは分かるけれども、なぜ凍結したのかと。問題は、1回目、商工会で凍結した、これの対応策として巻いたということだが、それでも今回大きくなって今回の事態に至ったわけです。やっぱりその時点で業者とか代金なんかも、役場にそういう提言があったやに聞いておりますけれども、やっぱりそれが予算がかかるかどうか知らぬけれども、現状でいったということに大きなあれがあったのではないかと思います。これから異常気象の時代でもありますから、そういったことも踏まえてやっぱりやっていく、プラスアルファで対策を取っていくという考え方が大事なのだらうと思っております。やっぱり今回の事態を非常に重く受け止めていかないと、同じ轍をまた踏むようになると思うのです。この辺についてしっかりと内部で、政策調整会議でもしっかりと

議論しながら対応策を取ってほしいと思います。この辺については町長なり副町長のご意見も伺っておきたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今、井上議員がおっしゃられるとおり、いろんな部分でチェック機能が働かないのかという思いもありますが、こと技術的な部分については、それぞれ設計業者に委託をし、そしてやっておりますので、それは一定程度信頼をしていくしかない。ただ、今言ったように、いろんなことが起こり得る時代でもありますので、今の部分を真摯に受け止めながら、今後の事業に努めていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 3点ほどお聞きしたいと思います。

議案として相手方の名前も出ました。これは、本当に損害賠償の示談の内容が非常に議会、町民にも触れる、広報でも触れる、あるいは個人の議会だよりでも触れるというようなことになると、個人のプライバシーの問題が出てくるのだらうと思いますが、その辺について、相手方の名前がこういう公表されるということについていかななものかと思っておりますので、これについてどのように考えているのか。

それと、今、井上議員からもおっしゃいましたけれども、この契約書には判こがないと。まだ正式な示談になっていないということでもあります。誠意を持って早くやるというような、井上議員からもありましたけれども、誠意を持ってやるのであれば、先に示談をして、そして解決しましたということを議会に報告するというのが私は本来の姿でないのかなと思っております。その辺についていかなものかと思っておりますので、お伺いしたいと思います。

3点目に入りますけれども、全協の中でも話が出ましたけれども、二度三度、複合商業施設はミスが出ている、工事費がかかっているというようなことではありますが、今後それをやらないためには、全ての施設の部分について事前に調査をしていく。そして、凍結になったら、またなるようなことにならないように事前に調査をしていくという具体的な方法が必要でないのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。3点お伺いします。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 今回の議案で全ての相手方、名前も含めて内容等、議案としてはいろんなことで提案をさせていただきましたが、これは公表等につきましては一定程度の配慮が必要なのかなと思っておりますので、特に外部等、マスコミ等への公表等につきましては、町では全ては出さないということで、黒塗りとか、そういうようなことで、その個人が特定される、あるいは内容等がというところは配慮して公表するような考えであります。

以上であります。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長兼企業立地推進室長 それでは、2点目と3点目についてお答えいたします。

まず、示談書の内容です。判こ、印がないという部分で、これも先ほどありましたけれども、相手方の理解を得ているのかという部分かと思いますが、その部分については、これまで何回も交渉を重ねまして、判こはまだこれから押しますけれども、内容については充分理解いただいております。向こうでも今回の議決を待っているというような状況でありますので、ご承認よろしく願いたいと思います。

あとは、これまで、先ほどもありました商工会等での水漏れのミスもありました。何回か私のほうでお話してはいますけれども、設計業者と協議して、全てのテナントの部分でこういったことがないように、対策をこれからやってまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 1番目の相手方のプライバシーという問題については、ここだけの話にしてほしいということですので、了解したいと思ひますし、今後のこの損害賠償の問題について、相手方についてはかなり配慮した提出の仕方をしていただきたいと、これは要望しておきたいと思ひます。

あと、今2番目の件でお話がありましたが、恐らく議会に対して2度も3度もこういった事故があった、非常に議会としても注目している、町民も注目しているという点もあって、あえて事前に決定をしないで議案として出されたと思ひますが、本当に議員もやっぱり関心は持っていますが、問題は相手が納得するかどうか。早めに納得して誠意を持って対応していくのであれば、最初に示談をして、安心させて、仕事をしてもらおうと。それを町が議会にこういうふうになりましたという報告で、私はいいのではないかと。それが足りないのであれば、全員協議会を開いてやっていくとかいう形にしてあげれば、もっと早くスピード感を持ってこの決定が進むのではないかと。これは、ここにいる議員さんに対してでも思ひますけれども、その辺も併せて町としての対応は考えていくべきでないかな、こういうふうと思ひます。

3点目については、まさしく再調査をぜひやって、また起こり得る問題だろうと思ひます。あそこは非常に風が強い。もうあそこに昔住んでいた人はエアコンは要らなかったというくらい風があったところですので、凍結については再度検討していただきたいと思ひます。

2番目についてだけ回答を町長から願ひたいと思ひます。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 それでは、公表の部分でありますけれども、こちらの部分に関しましては個人のプライバシーということで、各市町村によってやり方は違ひますが、最初から議案として黒塗り出す方法としております。前も町でそのような形は取ったのですけれども、やはり相手方で

あるとか、金額であるとか、そういった部分が分からないということで、今回はこのような形式の中で提出させていただいたというのが実情であります。

2番目の、全協でやるべきでないかというような形ありますけれども、示談に関しましては地方自治法の中の、議案として損害賠償に関する部分でやらなければならないといったことがございますので、これは議会に対して承認をいただくというのが原則になっております。専決事項といった部分も一つの提案かなとは思いますが、やはり今回このように議会の中でも大変問題になっている事案だったと、これが解決に至ってくるということで、今回こういった議案第36号として提出させていただいたということでもあります。

また、期間に関してもでありますけれども、今回この最短の期日をもって19日で臨時議会を設けていただいたというのも、早く解決したいという旨で行った行為でありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 議決事項だというのはよく分かりますが、早めてやるには全協も開いてやって、そして議案に出すという手もあったのかなという意味で私申し上げたつもりです。

なお、参考までに申し上げますと、この賠償額の決定については、議会の議決を求めると、「なお」というところに、これは福島県の市町村の総合補償金で賄うというような一項目のある市町村もあります。これは、やり方いろいろあります。しかし、そうあると我々一般の議員は非常に安心して、これは町のお金ではないのだなと、こういうふうに感じられると思いますので、この辺もひとつ配慮していただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 すみません、同じことの繰り返しになりますが、示談書の事故原因、現状結果、これだけで終わるのですか。この中身はないのですか。

そこからも一つ、これ起こったのは1月9日。今4月19日。これまでの間、水平展開で各施設の同じものを使っているところを点検しなかったのですか。企業なら、そういうことが起これば、仕事を止めてみんな点検に入ります。そして、原因を調べます。それまで動きません。そして、原因が把握できたら是正をいたします。今後起こらないように是正をいたします。その是正が通るまで仕事はできません。こういうルールって、役場はないのですか。これ非常におかしいと思います。

そして、ここに事故原因って、凍結とかいう話も載っていないし、ただそこから水が漏れましたと。そして、中身が示談書と別個に、中身がもう一つ持っていますよと、事故原因の中身を持って、誰がどうなってというのがあるのかどうか。

それと、もう一つ、設計が悪かったとか、そういう設計屋を使うのはいかがなものですか。今後

外してもらわないとしようがないです、そういうのは。

以上です。その3点か4点、教えてください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長兼企業立地推進室長 まず、1点目でございます。まず、示談書のこの内容、事故の原因、状況結果、これだけでいいのかというような内容です。示談書自体は、事前に相手方とも話をし、この内容でどうかということを見て確認してもらっています。示談書に書く記載についてはこのような内容で、相手方は問題ないと思っております。ただ、これに至る部分につきましては、ここに至る原因とか、そういった部分を書いてないと。そういった部分については、町、私と相手方で逐次こういった部分で原因でなりましたというような形で話をしております。当然、これから先、ほかのテナントもあるので、こういった対応をするのだという話もありますので、そういった部分はこういったことで今考えているという部分で話をし、理解をいただいているところであります。

2点目の、点検、ほかのテナント部分の対応であります。今回、原因が出てくるまでは時間がありました。原因については凍結だろうという部分は最初の部分でおよそ分かりましたので、ほかの施設の部分についても点検をしまして、水道が凍結して破裂しないように、温水を止めないでずっと回しておく。いろいろ対応しながらテナントの方に理解をもらって、利用してもらっております。

あと、3点目の設計業者の責任というか、そういった部分だと思います。先ほど町長も答えたように、施工業者、設計業者、それぞれの仕事をして、町が最終的にそれを承認して実施しているという部分でありますので、町についてもそういった部分の責任というか、一緒にやってきたという部分はあるかと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 ありがとうございます。1つ分からないことは、温水を止めないでずっとやれば大丈夫というのは、店舗の契約書に明記されてあるのか、それか口頭でおっしゃって了解をもらってあるだけか、これによって責任というのは大きく変わりますので、今後賃借のときにその一文があるのかどうか、そこをお答えください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長兼企業立地推進室長 ただいまの質問にお答えします。

温水の凍結防止のために水を循環させていくという部分については、特にそこに細かく契約書に書いてありませんので、今は私のほうで文書を出させていただいて、ご協力いただきたいということで、もう今は止めていますけれども、水を流しておりました。今後新たに契約する部分につきましては、そういった部分も漏れのないようにしっかり記載をしていきたいと考えております。



以上です。

○遠藤 満議長 1番、藤田修議員。

○1番藤田 修議員 今後の契約はそのとおりだと思います。今の契約も一部改正して、そうすべきだと思います。そこをお願いします。それで大丈夫、今の契約の書換え。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長兼企業立地推進室長 今の契約書改正ということですが、まず文書で出しておりますが、そういった部分も確認して、必要であればちゃんと書き足しをしたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 これで質疑はないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第36号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

ここで、12時ですけれども、このまま続行してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第37号 令和3年度新地町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第37号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 令和3年度新地町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第12、議案第38号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第38号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 それでは、令和3年第2回新地町議会臨時会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、例年より早くなった農作業等の準備で何かとお忙しい中、そして震災対応、新型コロナウイルス感染症がまだ収束しない状況の中で今臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。慎重にご審議の上、令和3年度専決した補正予算と上程いたしました8件全ての議案等の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

いよいよ春本番であります。何かとご多忙の日々が続くかと思いますが、新型コロナウイルス感

染症に注意されながら、健康にご留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げます。臨時会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じます。

慎重にご審議いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これで令和3年第2回新地町議会臨時会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

午後 零時10分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 目 黒 静 雄

署 名 議 員 菊 地 正文